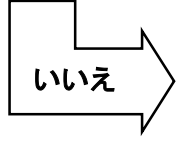
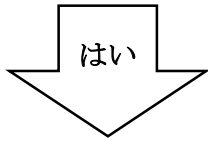


# 美咲町における軽度者に対する福祉用具貸与の 例外給付にかかる確認方法について

軽度者（要支援1・2、要介護1（自動排泄処理装置については要介護2・3を含む））である。適切なアセスメントを行い、課題解決のためには福祉用具貸与を必要とする状態像が見受けられる。



例外給付の確認申請は不要です。要介護2～5の認定を受けている人（自動排泄処理装置については、要介護4、5）は、サービス担当者会議等で必要性について、検討して必要な福祉用具貸与を利用する。

「要介護認定等基準時間の推計の方法（平成12年厚生省告示第91号）」に定める調査票のうち基本調査の直近の結果（以下「基本調査の結果」という。）が別表（裏面）の定めるところに該当する。

はい

アの(二)  
オの(三)

いいえ

主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか、軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントにより、指定居宅支援事業所（指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター））が該当すると判断した者

福祉用具が必要な状態とは、基本調査の結果（裏面）の状態像に該当

次のi) からiii) までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具が特に必要である旨が判断される場合

- i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に福祉用具が必要な状態に該当する者（状態の変化）
- ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれる者（急性増悪）
- iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は、症状の重篤化の回避等医学的判断から福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者（医師禁忌）

## 【提出書類】

- ①確認依頼書
- ②居宅サービス計画書（第1～3表）又は、介護予防サービス・支援計画書の写し
- ③サービス担当者会議の要点の写し

## 【提出書類】

- ①確認依頼書
- ②居宅サービス計画書（第1～3表）又は介護予防サービス・支援計画書の写し
- ③サービス担当者会議の要点の写し
- ④医師の医学的な所見の分かる書類の写し

## 【提出書類】

- ①確認依頼書
- ②居宅サービス計画書（第1～3表）又は介護予防サービス・支援計画書の写し
- ③サービス担当者会議の要点の写し
- ④医師の医学的な所見の分かる書類の写し

## ※その他の留意事項

有効期間 開始日：「確認依頼書」の受付日の属する月の初日以降で、貸与が必要な日

終了日：当該要介護認定又は要支援認定の有効期間の満了する日

確認依頼書の提出先及び確認書（様式第2号）返送について

- ・確認依頼書の提出先 → 美咲町長寿しあわせ課 介護保険係
- ・ケアマネジャーへの確認書返送 → 確認作業が必要であるため後日になります。

